

偏見や差別の防止に関して

生徒指導担当

○ネットいじめ対応の考え方

ネットいじめは、他のいじめに比べて大人の目に留まりにくいという特徴があります。しかし、ネット上に文字や画像等が残り、児童生徒が心に受けるダメージも消えず、気づいた時には事態が深刻化している場合もあります。

また、ネットでの書き込みが炎上し、瞬く間にネット上でまとめられ、個人情報さらされ、結果として学校にも問い合わせが入ったりするなどの影響が及ぶこともあります。ひとたびそのような状態になると、収束させるのは容易ではありません。ネットいじめやネットトラブルについては、何よりも日頃からの未然防止の取り組みが重要です。

さらに、犯罪性が考えられたり、学校だけでは対応が困難だったりする場合には、早い段階で警察等関係機関への相談を検討することも必要です。

○ネットいじめの特徴

インターネットは便利である一方、いじめの道具になってしまう場合もあります。暴力などの目に見える被害と違い、見えにくく、精神的な被害となりますが、決して軽んじることがないように対応しなければなりません。

ネットいじめの特徴

- ・匿名性が高く、容易に書き込みができ、被害者にも加害者にもなりうる。
- ・ネットに挙げられたデータは複製等が容易で、拡散が早く、完全な削除は難しい。そのため、いじめの影響が深く長く残り続ける可能性がある。
- ・児童生徒のネット上の利用状況について、保護者や教職員による把握が難しい場合があり、ネット上に行われているいじめに気付きにくい。

○対応のポイント

通常のいじめと同様、組織として対応することになりますが、上記のような特徴から、より迅速かつ適切な対応が求められます。

対応のポイント

- ・組織のメンバーの中に、ネットに詳しい人がいることが望ましい。
- ・全体像がつかみづらい場合もあり、内容をよく整理しながら確認をする。
- ・証拠保全として画像データ等の記録を取っておく。
- ・必要な場合、書き込みの削除依頼等を行う。

○対応の例

- ・被害児童生徒からいじめの証拠となる情報を確認します。使用されたアプリ、アカウント等を基に事実確認を行います。確認した事項は時系列で記録をし、画像データとして証拠保全を行います。
- ・速やかに組織を招集し、対応方針を確認します。被害児童生徒の保護者に対しても説明を行います。

○事実確認を行い、結果を児童生徒や保護者に情報提供します。

加害児童生徒が特定できている場合

- ・他人が「なりすまし」を行って書き込んでいる場合もあるので、慎重に聞き取りを行います。
- ・加害児童生徒に対していじめは許されない行為であることを理解させるとともに、児童生徒の背景に注意しながら指導します。
- ・加害児童生徒の保護者に対する説明をするとともに、家庭における児童生徒の様子等の情報提供を依頼します。

加害児童生徒が特定できない場合

- ・アンケートの内容、方法等を検討します。
- ・学校全体、学年、クラスに対して、いじめは許されない行為であることや被害児童生徒の苦しみを理解させます。
- ・ネットいじめは「名誉毀損」や「侮辱」といった法律に触れる可能性があることを説明し、理解させます。

○児童生徒に対し、拡散した情報の削除をさせます。

○必要に応じ、ネットサービスの運営会社に情報の削除を依頼します。その際は、本人、または保護者から依頼するのが基本ですが、場合によっては教職員が補助をするなど、寄り添った対応を心がけます。

○教育相談担当の教員や SC を活用して、被害児童生徒の心のケアに努めます。

○相談窓口

相談内容	相談機関	受付・相談時間等
外国語による生活全般の相談	外国人総合相談センター埼玉 TEL 048-833-3296 FAX 048-833-3600	月～金 9:00～16:00 ※面接相談は予約が必要 E メール sodan@sial.jp
インターネット・スマホ等での違法・有害情報に関する相談	違法・有害情報相談センター（総務省支援事業）	インターネット相談： http://www.ihaho.jp ※相談フォームからの相談受付後は、電話での対応も行っている。 ※相談無料
インターネット被害に関する相談	最寄りの警察署またはけいさつ総合相談センター	（けいさつ総合相談センター） #9110（ダイヤル回線及び一部の IP 電話不可） 又は 048-822-9110

いじめや偏見をなくし、みんなが平等で住みやすい環境を作しましょう！
そして、この危機を乗り越えましょう！